

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、地方税の滞納管理に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の滞納管理に関する事務
②事務の概要	○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納管理業務 ・督促状を発しても納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、以下のとおり滞納整理を行う。 (1)各税システムから賦課・収納情報の入手 (2)催告書の送付 (3)納税交渉 (4)実態調査及び財産調査 (5)滞納処分
③システムの名称	滞納システム, 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市理財部納税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市理財部納税課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のない者による不正利用の防止策として、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定する等のリスク対策を実施しているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I－5－② 所属長	納税課長 菅能勝広	納税課長 中野洋一	事後	人事異動
平成28年8月26日	I－7 請求先	行政情報課	文書法制課	事後	機構改革
平成28年8月26日	II－1 いつの時点の計数か	2014/12/1	2016/4/1	事後	時点修正
平成28年8月26日	II－2 いつの時点の計数か	2014/12/1	2016/4/1	事後	時点修正
平成29年9月6日	I－5－② 所属長	納税課長 中野 洋一	納税課長 杉村 幸紀	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	II－1 いつの時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年9月6日	II－2 いつの時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－1 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－2 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	時点修正
令和3年2月2日	II－1 いつの時点の計数か	2018/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和3年2月2日	II－2 いつの時点の計数か	2018/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和3年11月11日	II－1 いつの時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	時点修正
令和3年11月11日	II－2 いつの時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	時点修正
令和4年11月11日	II－1 いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点修正
令和4年11月11日	II－2 いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点修正
令和4年11月11日	特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	変更
令和5年11月13日	II－1 いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	時点修正
令和5年11月13日	II－2 いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	時点修正
令和7年3月7日	II－1 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	時点修正
令和7年3月7日	II－2 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	時点修正
令和7年3月7日	I－3 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	○番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法改正による変更